

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



お知らせ

「日本年金機構」
国民年金の社会保険料控
除証明書を送付します

その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるには、保険料の納付を証明する書類の添付が義務付けられています。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができます。

日本年金機構では、保険料の納付を証明する書類として「社会保険料（国民年金保険

料）控除証明書」を、11月上旬、または翌年2月上旬に送付いたします。年末調整・確定申告等の際には、この証明書をご利用ください。

■問合せ 控除証明書専用ナビダイヤル
TEL0570-070-117

年金受給者は扶養親族等申告書を提出してください

老齢や退職を支給事由とする年金は、所得税の課税対象とされています。課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受給する年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

■送付対象者
○65歳未満で年金額が108万円以上の方
○65歳以上で年金額が158万円以上の方

■問合せ 新居浜年金事務所
TEL0897-35-1362

新規就農者を支援します
青年就農給付金事業
追加募集（経営開始型）

■募集内容
新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまでの間（最長5年間）、年間150万円を給付します。

■応募資格
5年以内に経営を開始した方で、独立・自営就農した時の年齢が原則45歳未満である方（そのほか詳細な応募資格等はお問い合わせください）

■応募方法
給付金事業を希望される方は、就農後5年間の経営開始計画を作成し、期日までに申

請してください。

予算に限りがあるため、応募資格をすべて満たしたうえで申請された場合でも、給付金を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※来年度以降に給付金事業を希望される方の要望も把握したいので、随時ご相談ください。

■募集期間
11月1日（金）～12月2日（月）

■問合せ
○市庁舎本館農業水産課 農政係
TEL0897-52-1216
○各総合支所農林水産課
農林振興係（東予）
農林水産係（丹原・小松）

通常の開庁時間に来庁できない方へ

■窓口の時間延長

毎週木曜日（休日を除く）は19時まで時間を延長し、住民票の写し・戸籍の証明書・印鑑証明書・パスポート（本庁のみ）の交付、印鑑登録を行っております。

■電話予約
住民票の写し・印鑑証明書

については、月曜日から金曜日までの執務時間中に電話予約すると、執務時間外（月曜日から金曜日の17時15分以降、土、日曜日または祝祭日）に受け取ることができます。

■戸籍の届出

執務時間外でも本庁および各総合支所で戸籍の届出（出生届、婚姻届など）を受付しています。預かり扱いとなりますが、内容に不備がなければ受付した日が「届出の日」となります。必要な書類等、詳しくはお問い合わせください。

■問合せ
○市庁舎本館市民生活課 市民係
TEL0897-52-1211
○各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

11月の市税ごよみ

20日（水） 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の督促状の発送

※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。
※口座振替をご利用の方は、納期限日の預金残高にご注意ください。